

1 保険税算定方式見直しの目的

○県は、令和3年2月に改定した青森県国民健康保険運営方針において、将来的な県内の国民健康保険税水準の統一に向けて、先ずは令和7年度までに県内全市町村の保険税算定方式を3方式に統一することとしている。

○青森市は国民健康保険税の基礎分、後期高齢者支援金分、介護納付金分のうち、現行2方式で算定を行っている介護納付金分(40～64歳の被保険者に対し賦課)について3方式へ見直すこととなる。

【算定方式の違い】
◇2方式：所得割、被保険者均等割（以下「均等割」という。）
◇3方式：2方式＋世帯別平等割（以下「平等割」という。）
◇4方式：3方式＋資産割

○県が市町村における健康づくりや医療費適正化等のための取組状況を評価・採点し、評価結果に応じて交付金を配分する県特別交付金の評価基準において、「保険料水準の統一（算定方式）」が追加され、算定方式の見直しに向けた進捗状況に応じて交付金の増額が見込まれることとなったため、令和7年度を待たずに早期に見直しを図ることとする。

2 見直しに当たっての前提

○今般の保険税算定方式の見直しについては、本市の国民健康保険事業における将来的な財源不足を補うための税率改定ではなく、県内市町村間における差異の解消を目的とするものであることから、算定方式の見直しに当たっては、通常の税率改定の算定方法とは異なり、見直し前後で被保険者の実質的な税負担額に極力増減が生じない方法を検討した。

○具体的には、平等割額として新たに賦課する負担増分を、これまで賦課してきた同じ応益割の一種である均等割額から同程度減じることで、被保険者の税負担額が増加することを抑制した。
【応益割】

3 被保険者均等割と世帯別平等割の賦課割合の設定

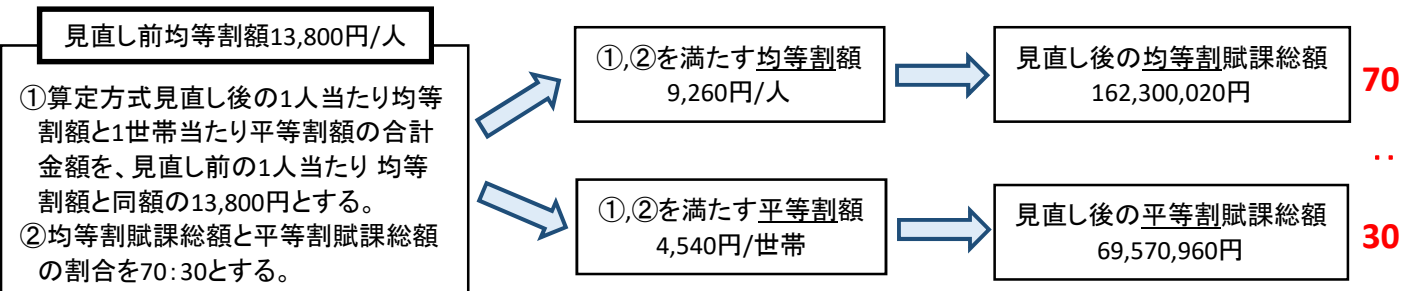
○新たに介護納付金において平等割を賦課するに当たり、これまで均等割に求めてきた保険税額を均等割と平等割に振り分けるための保険税賦課割合を設定する必要がある。

○「青森県国民健康保険運営方針」においては、市町村標準保険料率の算定に当たり、応益割における均等割と平等割の賦課割合を、国民健康保険法施行令に規定されていた標準割合を参考に、「均等割70：平等割30」に設定していることから、今般の算定方式見直しに当たっても同割合を適用することとする。

【市町村標準保険料率】

県が定める県内統一の算定基準により、標準的な住民負担の「見える化」を図るために、県内の市町村ごとの保険料率の標準的な水準を示す数値

★新たな保険税額と賦課割合の設定等（詳細は「資料2」を参照）



4 介護納付金に係る新たな均等割額・平等割額の前提条件及び試算結果（概要）

○「2 見直しに当たっての前提」、「3 賦課割合の設定」を踏まえた試算

(1)試算の前提条件（詳細は「資料2」の「(1)試算の前提条件」参照）

- ①算定方式見直し後の1人当たり均等割額と1世帯当たり平等割額の合計金額を、見直し前の1人当たり均等割額と同額の13,800円/人とした。
②均等割額の合計と平等割額の合計の賦課割合を70:30とするため、1人当たり均等割額を9,260円（△4,540円）、1世帯当たり平等割額を4,540円（新設）とした。

(2)試算結果（詳細は「資料2」の「(2)試算結果」参照）

均等割額と平等割額の合計金額が見直し前の均等割額と同額であるため単身世帯においては、税負担に増減が生じない(下表※1)ものの、均等割は被保険者一人ひとりに賦課されるのに対し、平等割は1世帯に対して賦課されるため、複数世帯においては、世帯全体での賦課額が見直し前に比べ減額(下表※2)となり、このことが国民健康保険税の減収要因（賦課額△6,471,200円・収入額△5,624,767円・下表※3）となる。

世帯被保険者数	区分	均等割額 A	平等割額 B	1世帯 当たり 合計額 (A+B)	算定方式見直しによる影響額					
					世帯数 C	Cに占める 割合	被保険者数 D	Dに占める 割合	賦課額 ベース	収入額 ベース
1	見直し前A	13,800	0	13,800	13,157	85.86%	13,157	75.07%	0	0
	見直し後B	9,260	4,540	13,800						
	増減額B-A	△ 4,540	4,540	0						
2	見直し前A	27,600	0	27,600	2,134	13.93%	4,268	24.35%	△ 6,290,100	△ 5,467,355
	見直し後B	18,520	4,540	23,060						
	増減額B-A	△ 9,080	4,540	△ 4,540						
3	見直し前A	41,400	0	41,400	31	0.20%	93	0.53%	△ 181,100	△ 157,412
	見直し後B	27,780	4,540	32,320						
	増減額B-A	△ 13,620	4,540	△ 9,080						
4	見直し前A	55,200	0	55,200	1	0.01%	4	0.02%		
	見直し後B	37,040	4,540	41,580						
	増減額B-A	△ 18,160	4,540	△ 13,620						
5	見直し前A	69,000	0	69,000	1	0.01%	5	0.03%		
	見直し後B	46,300	4,540	50,840						
	増減額B-A	△ 22,700	4,540	△ 18,160						
合計	-	-	-	-	15,324	100.00%	17,527	100.00%	△ 6,471,200	△ 5,624,767

(3)保険税減収分への対応

①県特別交付金の増収

市の国保財政においては、上記(2)のとおり税収減となるが、一方で、「1 保険税算定方式見直しの目的」に記載のとおり県特別交付金において本市の保険税算定方式の見直しが進捗することで年間35,000千円程度の増収(下表※4)が見込まれることから、当該増収分により保険税減収分を補填する。

②収納対策の強化

5 今後のスケジュール

- 令和4年12月21日 第1回国民健康保険運営協議会開催
○令和5年 1月18日 第2回国民健康保険運営協議会開催
○令和5年 1月23日 答申書手交
○令和5年第1回市議会定例会 条例改正案提出

実施項目	1,031千円/点(基礎点含・R3市実績ベース)	評点
① 保険料の算定方式について、今年度より医療分、後期分、介護分すべて3方式としている。		40点
② 保険料の算定方式について、既に医療分、後期分、介護分すべて3方式としている。		35点
③ 3方式に移行するため、資産割率を前年度から縮減している又は平等割を新設している。		20点
④ 3方式への移行に向けた計画や方針等を市町村国民健康保険運営協議会等で議論している。		10点